

2019年8月7日

株式会社電通

代表取締役社長執行役員：山本 敏博

(東証第1部 コード番号：4324)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

株式会社電通（本社：東京都港区、代表取締役社長執行役員：山本 敏博）は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

株主への一層の利益還元と資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	1,200万株（上限） 《発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 4.25%》
(3) 株式の取得価額の総額	300億円（上限）
(4) 取得する期間	2019年8月8日～2020年3月24日
(5) 取得の方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付（予定）

(ご参考) 2018年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 281,896,541株

自己株式数 6,513,459株

以上